第六十八条の百七の二第一項	
額又は連結欠損金	法人税の額から控除する金額

を

第六十八条の八十八第八項第一号	第二項
第六十八条の八十八第八項第二号	第二項
第六十八条の八十八第九項	同時文書化対象内部取引（第六十八条の百七の二第五項に規定する同時文書化対象国外関連取引以外の国外関連取引
	同条第三項
	同時文書化対象国外関連取引に係る同条第一項
	財務省令
	第一号ロ
	第一号ニ
	書化免除国外関連取引（第六十八条の百七の二第六項に規定する同時文書化免除内部取引
	同条第一項

に改め、同表第六十八条の八十八第二十一項の項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十二項の項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十一項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十四項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十五項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十六項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に改め、同条第十七項の項中「第六十八条の八十八第十七項」を「第六十八条の八十八第二十一項」に改め、同表第六十八条の八十八第十八項の項中「第六十八条の八十八第十八項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十三項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十一項の項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十五項」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同表第六十八条の八十八の二第四項の項及び第六十八条の八十八の二第六項の項中「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項第一号中「第三項」を「第五項若しくは第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「が第十項において準用する第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各連結事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出がなかつたとき、又は当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに」に、「内部取引」を「同時文書化対象内部取引」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため

令	同条第六項に規定する財務省令
号	同条第十三項において準用する前項各号
二号	同条第十三項において準用する前項第二号
一号	同条第十三項において準用する前項第一号
得の金額又は連結欠損金	法人税の額から控除する金額